

第2 類似商号の調査

1 商号調査簿の作成方法

1840号通達による改正後の「電子情報処理組織による商業登記等の事務の取扱いについて（平成5年12月27日付け法務省民四第7783号民事局長通達）」により、**ローマ字商号**については、商号調査簿の綴りを**アルファベット順**に編綴するものとされた。この場合には、ローマ字（アルファベット順）及び片仮名（五十音順）の順に編綴するものとする。

なお、**アラビア数字**については、漢数字と同様に、**商号の読みの五十音順**に編綴するものとする。

2 電子情報処理組織によって登記の事務を取り扱う登記所における類似商号検索用ファイルの作成

(1) 商号の読み

商号の読みは、電子情報処理組織によって登記事務を処理する場合において、会社等を特定するための情報として使用されるものである。

ローマ字商号の読みの入力については、次の点に留意するものとする。

ア 第1の1の(3)に掲げた符号は、「&」を除き、読みを入力しない。「&」については、**読みを「アンド」と入力する。**

イ ローマ字商号中の**ローマ字部分**は、**当該ローマ字を大文字で入力し、アラビア数字の部分**は、**(2)のキに掲げる表**に従い、個々の数字に対応する読みを入力する。商号調査簿における商号は、「A～Z」、「ア～ン」の順に商号が並べられることとなる。

(例) ローマ字商号とその読み

商 号・・・・・・・・・・・・・読 み

「ABC東京株式会社」・・・・・・・・「ABCトウキョウ」

「大阪FOODS株式会社」・・・・・・・・「オオサカFOODS」

「株式会社a.b.商会」・・・・・・・・「ABショウカイ」

「株式会社A&B」・・・・・・・・「AアンドB」

「777商事株式会社」・・・・・・・・「ナナナナナナショウジ」

「東京123株式会社」・・・・・・・・「トウキョウイチニサン」

(注) 漢数字の場合には、従来、「一二三」を「ヒフミ」、「五六」を「イソロク」、「一」を「ハジメ」と入力していたが、今後は、漢数字及びアラビア数字ともに、個々の数字に対応する読みを入力するものとする。

(例) 商号調査簿の並び

商号調査簿（商号部）

市区町村 東京都〇〇区

商号ヨミ ア

ヨミ	会社番号等	会社種別	商号
ート	0 0 0 1 2 3	株式会社	アート A B C
	0 1 2 4 5 6	株式会社	アート X Y Z
	0 0 0 3 2 4	有限会社	アート工房
	0 0 3 4 7 4	株式会社	アート 7 7 7
	0 0 2 2 1 9	株式会社	アート 0 0 7
	・	・	・
ーバ	0 3 4 2 8 7	株式会社	アーバン A R T
	0 3 4 6 3 0	有限会社	アーバンイチニサン
	0 5 9 9 1 0	株式会社	アーバン美術
	・	・	・

商号調査簿（商号部）

市区町村 東京都〇〇区

商号ヨミ ト

ヨミ	会社番号等	会社種別	商号
ウキ	0 0 0 3 1 3	株式会社	東京 A & A
	0 5 4 3 2 1	株式会社	東京工芸
	0 0 0 2 3 4	有限会社	東京 3 3 3
	0 0 3 4 6 3	株式会社	東京 6 6 6
	・	・	・

(2) キーワードの入力

キーワードは、電子情報処理組織により類似商号の検索を行うための検索キーとして用いられ、類似商号検索において入力した文字列がキーワードとして設定された文字列と完全一致する場合に、当該キーワードが設定された既登記商号がすべて検索される。

キーワードは、**従来、商号の読みを意味のある最小単位の単語に分割した**ものとして入力することとしていたが、ローマ字商号については、**次のアからキまでの要領により、ローマ字及びその読みを併せて入力**するものとする。ただし、**制限文字数は、従来どおり40文字**である。

ア ローマ字部分とそれ以外の部分とは分割する（ローマ字部分以外の部分の分割については、従来どおり。）

イ ローマ字部分が複数の単語からなるとき、又はローマ字部分の読みを区切ることができるとき（オによって区切る場合を除く。）は、単語ごと（読みごと）に分割する。

なお、ローマ字部分冒頭の「E（e）」は「ELECTRONIC」の略語を、「J」は「JAPAN」の略語を、それぞれ表す場合があるので、注意を要する。

ウ ア又はイによる分割後のローマ字部分は、分割部分ごとにその冒頭3文字を大文字に置き換えて入力し、「/」で区切った上、続けて当該分割部分の読みを入力する。

エ ローマ字部分の読みは、最も一般的と考えられる読みを入力する（単語の読みについては、別紙資料参照）。日本語をローマ字表記で表したものについては、そのローマ字読みを入力する。

（例）「Computer」・・・「COM/コンピューター」
「Suzuki」・・・「SUZ/スズキ」
「東京Business Service」
・・・「トウキョウ/BUS/ビジネス/SER/サービス」
「eTrade」・・・「E/イー/TRA/トレード」
「JSAT」・・・「J/ジェイ/SAT/サット」
「Violet」・・・「VIO/バイオレット」

オ ローマ字部分が、複数の単語の頭文字を並べたものであるため等の理由により、それ自体、本来の読みを持たない場合（定着した読みがある場合には、エによる。）には、個々のローマ字に対応する読みを入力する。この場合には、読みと読みとの間を「/」で区切るものとする。

（例）「PTA」・・・「PTA/ピー/ティー/エイ」
「ADSL」・・・「ADS/エイ/ディー/エス/エル」
「A&B」・・・「A/エイ/アンド/B/ビー」

カ ローマ字部分について複数の読みが可能な場合（オに当たる場合であって単語としての読みも可能なとき、外来語としての読みとローマ字読みの双方が可能なときなど）には、それらを併せて入力する（「/」で区切って読みを追加する方法による。）

なお、追加的な読みの入力の要否については、商号全体を観察した上で、適宜個別に判断して差し支えない。

（例）「DAT」・・・「DAT/ディー/エイ/ティー/ダット」
「Date」・・・「DAT/デート/ダテ」

キ ローマ字部分の区切り方又は読みが不明な場合には、申請人から読みを

聴取するなどして，入力する。

なお，ローマ字商号に係る登記の申請については，**あらかじめ申請書に参考事項として読みを併記させる取扱い**をすることも差し支えない。

(表) ローマ字等とその読み

文字	読み	文字	読み	文字	読み	文字	読み
A a	エイ	J j	ジェイ	S s	エス	1	イチ
B b	ビー	K k	ケイ	T t	ティー	2	ニ
C c	シー	L l	エル	U u	ユー	3	サン
D d	デー	M m	エム	V v	ブイ	4	ヨン
E e	イー	N n	エヌ	W w	ダブリュー	5	ゴ
F f	エフ	O o	オー	X x	エクス	6	ロク
G g	ジー	P p	ピー	Y y	ワイ	7	ナナ
H h	エイチ	Q q	キュー	Z z	ゼット	8	ハチ
I i	アイ	R r	アール	0	レイ	9	キュー

(例) ローマ字商号とキーワードの入力

商 号 キーワードの分割と入力例

- ア 「ABC 商事株式会社」 . . . 「ABC / エイ / ビー / シー / ショウジ」
- イ 「ARU 株式会社」 . . . 「ARU / エイ / アール / ユー / アル」
- ウ 「Date 工業株式会社」 . . . 「DAT / デート / ダテ / コウギョウ」
- エ 「123 東京株式会社」 . . . 「イチ / ニ / サン / トウキョウ」
- オ 「東京・センチュリー・21 株式会社」
. . . 「トウキョウ / センチュリー / ニ / イチ」
- カ 「有限会社2002 商事」 . . . 「ニ / レイ / レイ / ニ / ショウジ」
- キ 「XYZ 株式会社」 . . . 「XYZ / エクス / ワイ / ゼット」
- ク 「Mobile 株式会社」 . . . 「MOB / モバイル / モービル」

(注) 「**モバイル**」という読み(一般的な読みを入力する。)を入力するが，併せて「**モービル**」という読みを入力しても差し支えない。